

広島県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日			
県道甲山甲奴上市線	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1429 475 1563 1086"> 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖六二九番二地先から 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖五九一番地先まで </td> <td data-bbox="1290 475 1424 1086"> 三次市甲奴町抜湯字吉田寺四二三番一地先から 三次市甲奴町抜湯字吉田寺五番地先まで </td> <td data-bbox="1151 475 1285 1086"> 三次市甲奴町太郎丸字太和谷六九三番一地先から 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖六七三番六地先まで </td> </tr> </table>	三次市甲奴町太郎丸字大仙沖六二九番二地先から 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖五九一番地先まで	三次市甲奴町抜湯字吉田寺四二三番一地先から 三次市甲奴町抜湯字吉田寺五番地先まで	三次市甲奴町太郎丸字太和谷六九三番一地先から 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖六七三番六地先まで	平成二十三年三月二十八日
三次市甲奴町太郎丸字大仙沖六二九番二地先から 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖五九一番地先まで	三次市甲奴町抜湯字吉田寺四二三番一地先から 三次市甲奴町抜湯字吉田寺五番地先まで	三次市甲奴町太郎丸字太和谷六九三番一地先から 三次市甲奴町太郎丸字大仙沖六七三番六地先まで			